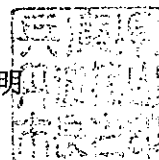


丹波篠山市告示第 75 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年 7 月 24 日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
石住地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
令和元年 7 月 16 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数 1 経営体
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
中心経営体はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針
・特になし。
- 6 地域農業の将来のあり方
【農地、水路】・今後 5 年、10 年先には高齢化と後継者不足により耕作ができなくなる農地が多く発生することが予測できることから、集落と認定農業者との連携を密にし情報交換に努める。
・農地等の地域資源の維持管理の為、多面的機能支払交付金の有効活用により農地を守る取組みを行う。
【農作業、機械】・黒大豆の栽培と振興の為、共同利用の黒大豆脱粒機の導入を検討、今後、機械の過剰投資を抑制する観点から共同利用・共同作業に取組む一端としたい。
・普段から気楽に話し合える小集落の利点を最大限に生かし、集落の課題に対し定期的な話し合を開催する。
【農業振興】石住自治会「農家直送便」のネット販売に引き続き取組み、信頼される農産物の提供と農家収入の安定化に努める。